

# 非居住エリアの浸水警戒区域指定に関して議論いただきたい内容

第19回 流域治水推進審議会  
令和8年1月8日  
議 第2号 資料

## 1. 浸水警戒区域図作成方法について

○机上調査と現地調査により作成（方法案①）

○机上調査のみによる作成（方法案②）

※方法案②の指定による問題点

など

## 2. 非居住エリアの浸水警戒区域指定の優先付けについて

○優先順位付けのための社会条件の抽出項目の過不足について

など

## 3. 非居住エリアの浸水警戒区域指定プロセスについて

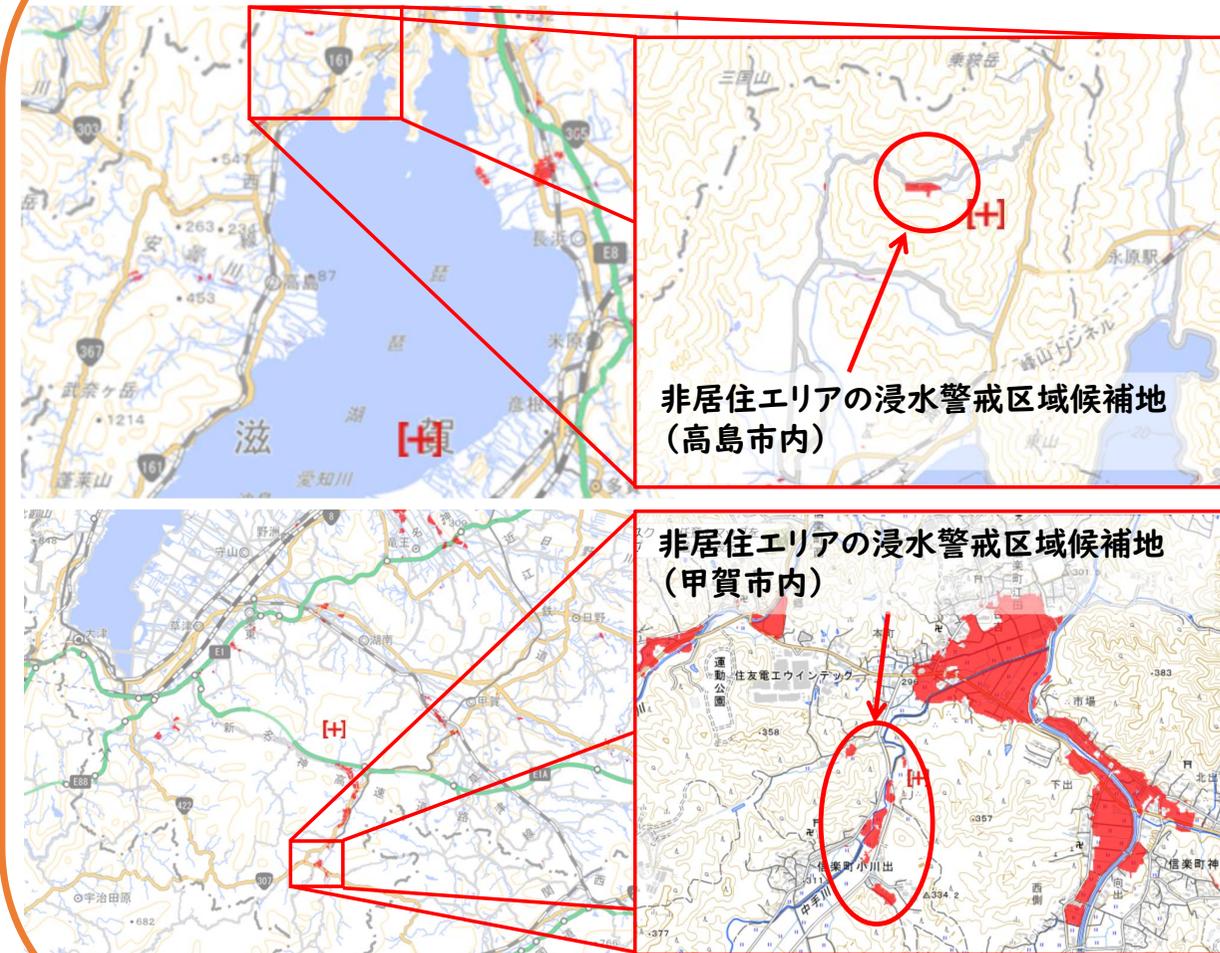
○合意形成（オープンハウス：土砂災害防止法の手続きを参考）

など

# 非居住エリアの浸水警戒区域候補地について

第19回 流域治水推進審議会  
令和8年1月8日  
議 第2号 資料

## 非居住エリアの浸水警戒区域候補地の一例



※R2.3更新版 地先の安全度マップ200年確率降雨時

土木事務所 (市町)	指定済重点 浸水警戒区域	未指定重点 浸水警戒区域	浸水警戒 区域候補地
大津土木事務所 (大津市)	1.3ha	35.1ha	60.0ha
南部土木事務所 (草津市、守山市、栗東市、 野洲市)	—	—	53.9ha
甲賀土木事務所 (甲賀市、湖南市)	114.2ha	21.1ha	216.7ha
東近江土木事務所 (近江八幡市、東近江市、日 野町、竜王町)	171.1ha	200.5ha	210.1ha
湖東土木事務所 (彦根市、愛荘町、豊郷町、 甲良町、多賀町)	—	—	11.8ha
長浜土木事務所 (米原市、長浜市の一部)	21.7ha	214.9ha	144.5ha
長浜土木事務所木之本支所 (長浜市の一部)	60.3ha	26.9ha	117.7ha
高島土木事務所 (高島市)	0ha	19.4ha	142.9ha

指定済みは全体の20%

全体の52%

※R2.3更新版 地先の安全度マップ200年確率降雨 R7.12時点

# 非居住エリアの浸水警戒区域図作成方法について①

第19回 流域治水推進審議会  
令和8年1月8日  
議 第2号 資料

⇒ 方法案①【従来の作成方法】

机上調査+現地調査による浸水警戒区域(案)を作成

資料収集【机上調査】

浸水警戒区域候補地の抽出【机上調査】

- ・地形条件(地先の安全度マップによる3.0m以上の想定浸水深箇所の抽出)

区域設定のための調査【現地調査】

- ・現地調査、現地測量  
(解析結果について現地と照らし合わせ区域境界を設定)

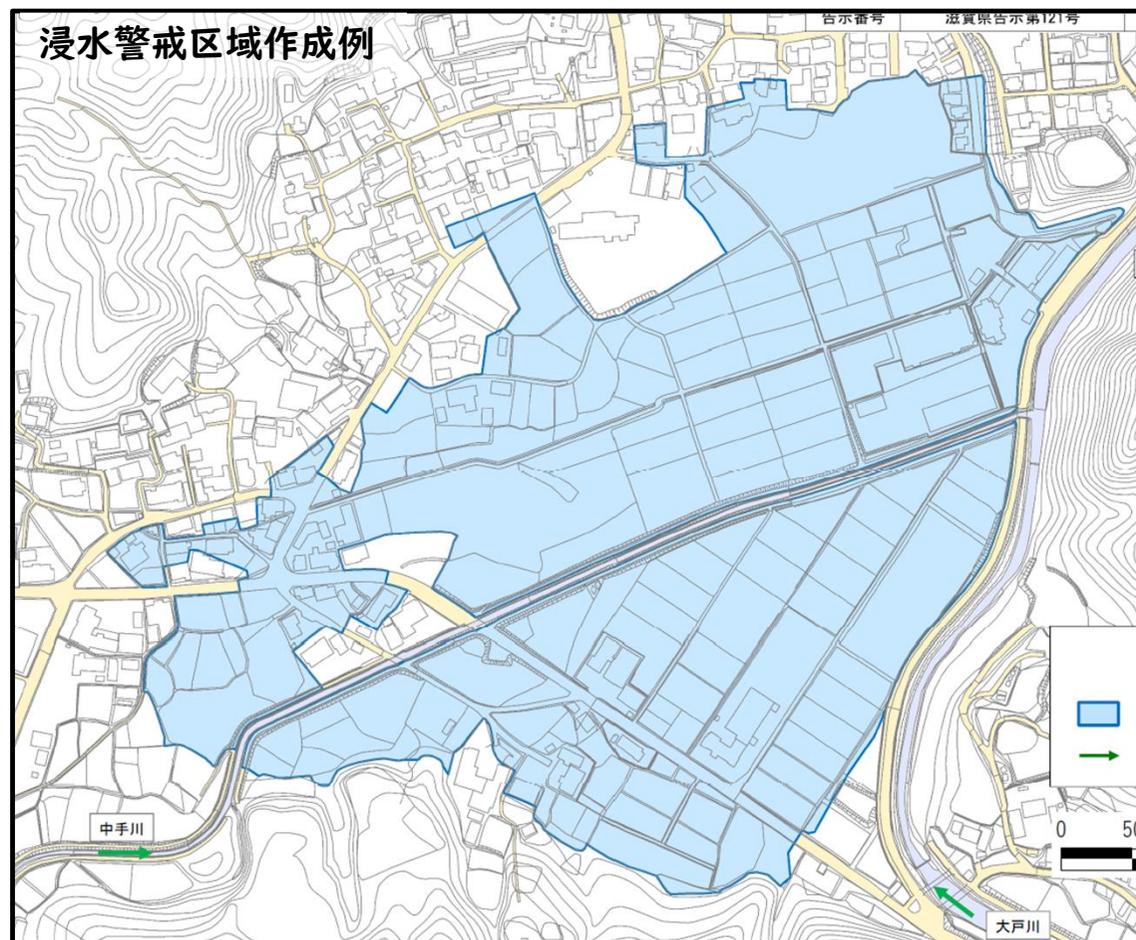
## 現状

- 10年間で指定した浸水警戒区域  
368.6ha(全体の約20%)
- 県内の浸水警戒区域候補地面積  
957.6ha(全体の約52%)



## 課題

- ✓ 区域指定の加速化を目的とした区域指定図作成の簡略化



# 非居住エリアの浸水警戒区域図作成方法について②

第19回 流域治水推進審議会  
令和8年1月8日  
議 第2号 資料

## ⇒方法案②

### 机上調査のみで浸水警戒区域(案)を作成

資料収集【机上調査】

浸水警戒区域候補地の抽出【机上調査】

- ・地形条件(地先の安全度マップによる3.0m以上の想定浸水深箇所の抽出)

区域設定のための調査【現地調査】

- 現地調査、現地測量
- (解析結果について現地と照らし合わせ区域境界を設定)

浸水警戒区域図(案)作成【机上調査】

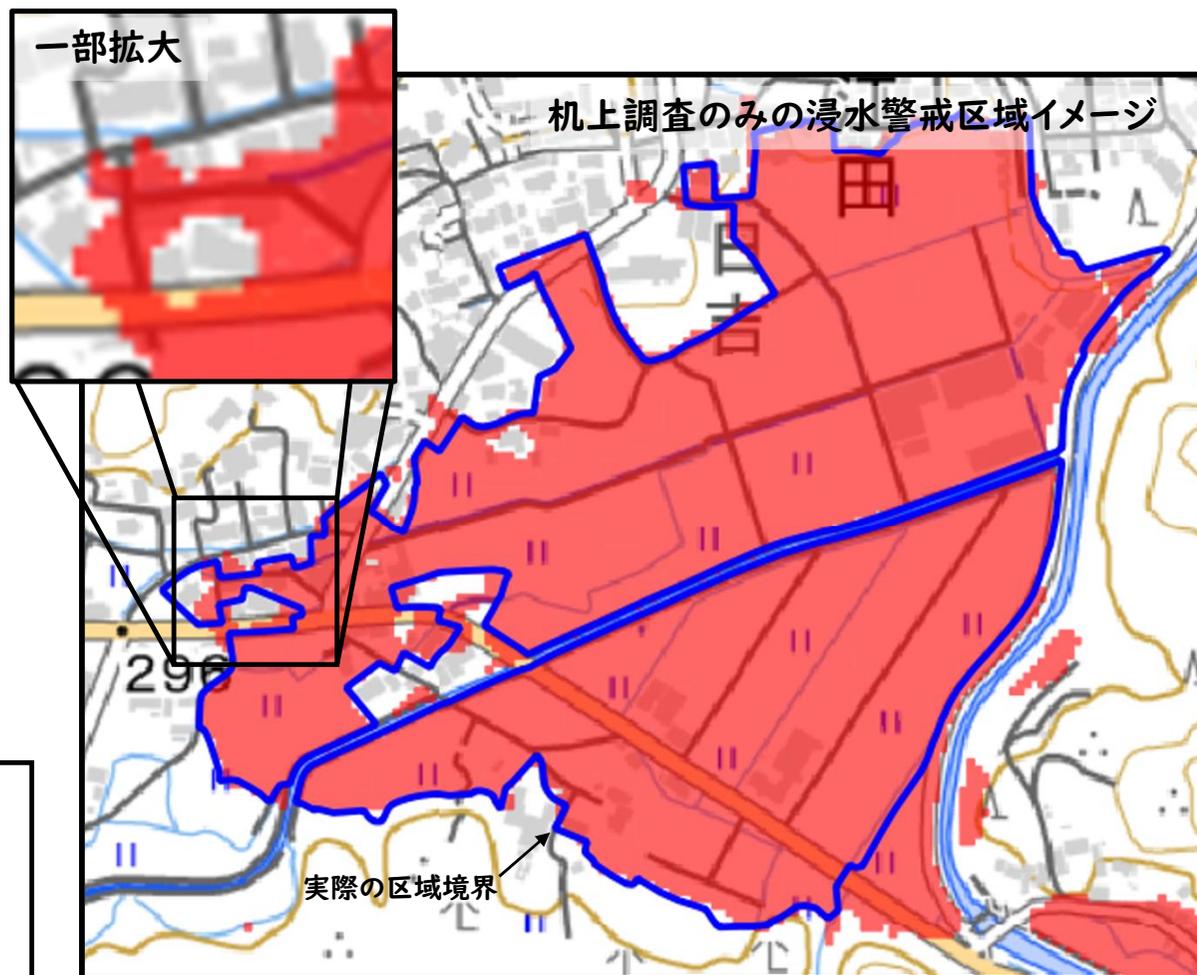
地先の安全度マップ1/200年確率降雨による想定浸水深と1mメッシュDEMデータの重ね合わせにより区域指定図(案)を作成

## 対応方針

⇒机上調査のみで、浸水警戒区域指定図を作成することで、区域指定の加速化を図る。

## 課題

✓メッシュDEMデータから浸水警戒区域を作成するため、住宅等の開発申請時に詳細な確認が必要。



※R2.3更新版 地先の安全度マップ1/200年確率降雨による想定浸水深と5mメッシュDEMデータの重ね合わせによる区域イメージ(案)

# 非居住エリアの浸水警戒区域指定の優先順位付けについて①

⇒非居住エリアの内、開発の恐れの高い箇所から区域指定

浸水警戒区域候補地の抽出を行い、非居住エリアの浸水警戒区域候補地の優先順位を設定、段階的に区域指定を行う。

地区名	浸水警戒区域面積 (ha)	社会条件等の抽出①													
		区域内建築物				都市計画区域等									
		社会福祉施設数	学校数	医療施設数	人家数 (普通建物+堅ろう建物)	都市計画法(市街化区域)	都市計画法(市街化調整区域)	都市計画法(非線引き都市用途区域)	都市計画法(非線引き都市用途指定無し)	都市計画法(都市計画区域外)	区域内に資材搬入が可能な道路の有無	1km圏内に存在する区域候補地が鉄道の駅から	3km圏内に存在する区域候補地が鉄道の駅から	5km圏内に存在する区域候補地が鉄道の駅から	圏外(半径1km)の建築物数
	0														

# 非居住エリアの浸水警戒区域指定の優先順位付けについて②

第19回 流域治水推進審議会  
令和8年1月8日  
議 第2号 資料

⇒非居住エリアの内、開発の恐れの高い箇所から区域指定

浸水警戒区域候補地の抽出を行い、非居住エリアの浸水警戒区域候補地の優先順位を設定、段階的に区域指定を行う。

社会条件等の抽出②				社会条件等の抽出③		社会条件等の抽出④												
区域内建築物の精査				災害の防止に関する事項		開発の可能性に関する事項												
社会福祉施設数（M列の数値を住宅地図等で精査した数値）	学校数（M列の数値を住宅地図等で精査した数値）	医療施設数（M列の数値を住宅地図等で精査した数値）	人家数（M列の数値を住宅地図等で精査した数値）	砂防法（砂防指定地）	地すべり等防止法（地すべり防止区域）	急傾斜地の崩壊の防止に関する法律（急傾斜地崩壊危険区域）	農業地域	農用地区域	森林地域	国有林	地域森林計画対象民有林	保安林	自然公園地域	特別地域	特別保護地区	自然保全地域	原生自然環境保全地域	特別地区

# 重点地区における浸水警戒区域指定方法について

第19回 流域治水推進審議会  
令和8年1月8日  
議 第2号 資料

## 重点地区の区域指定プロセス

浸水警戒区域の検討

浸水警戒区域指定(案)を作成

・避難計画の策定  
図上訓練  
まちあるき  
・避難訓練

+

・既存住宅の調査  
・住まい方のルール検討

・水害に強い  
地域づくり  
計画の作成

=

自治会・地権者へ説明(住民説明会、個別説明会など)

圏域協議会にて協議

浸水警戒区域案の縦覧

市町長への意見聴取

審議会への意見聴取

浸水警戒区域の指定(告示)

浸水警戒区域における新築住居等のチェック

合意  
形成

○非居住エリアでは、避難計画の策定や既存住宅の調査、住まい方のルール検討は不要

○区域内の土地所有者の特定に時間を要する。

### 課題

✓区域指定の加速化を行うため、非居住エリアの区域指定プロセスを新たに検討する必要がある。

# 非居住エリアの浸水警戒区域指定プロセス案について①

第19回 流域治水推進審議会  
令和8年1月8日  
議 第2号 資料

## 土砂災害警戒区域等の区域指定プロセス

土砂災害警戒区域指定(案)を作成

関係者へ説明  
(自治会単位or学区単位でのオープンハウスなど)

他官署協議  
・森林管理署(林野庁)  
・森林整備事務所(滋賀県)  
・農村振興課(滋賀県)

市町長への意見聴取

土砂災害警戒区域の指定(告示)

合意  
形成

## 非居住エリアの区域指定プロセス(案)

浸水警戒区域指定(案)を作成

関係者へ説明  
(自治会単位or学区単位でのオープンハウスなど)

圏域協議会にて協議

浸水警戒区域案の縦覧

市町長への意見聴取

審議会への意見聴取

浸水警戒区域の指定(告示)

浸水警戒区域における新築住居等のチェック

# 非居住エリアの浸水警戒区域指定プロセス案について②

第19回 流域治水推進審議会  
令和8年1月8日  
議 第2号 資料

## 重点地区の区域指定プロセス

浸水警戒区域の検討

浸水警戒区域指定(案)を作成

- ・避難計画の策定  
図上訓練  
まちあるき  
・避難訓練

+

- ・既存住宅の調査  
・住まい方のルール検討

=

- ・水害に強い  
地域づくり  
計画の作成

合意  
形成

自治会・地権者へ説明(住民説明会、個別説明会など)

圏域協議会にて協議

浸水警戒区域案の縦覧

市町長への意見聴取

審議会への意見聴取

浸水警戒区域の指定(告示)

浸水警戒区域における新築住居等のチェック

## 非居住エリアの区域指定プロセス(案)

浸水警戒区域の検討

浸水警戒区域指定(案)を作成

関係自治会へ説明  
(自治会単位or学区単位での説明会を開催)

圏域協議会にて協議

浸水警戒区域案の縦覧

市町長への意見聴取

審議会への意見聴取

浸水警戒区域の指定(告示)

浸水警戒区域における新築住居のチェック

## 1. 浸水警戒区域図作成方法について

○机上調査と現地調査により作成（方法案①）

○机上調査のみによる作成（方法案②）

※方法案②の指定による問題点

など

## 2. 非居住エリアの浸水警戒区域指定の優先付けについて

○優先順位付けのための社会条件の抽出項目の過不足について

など

## 3. 非居住エリアの浸水警戒区域指定プロセスについて

○合意形成（オープンハウス：土砂災害防止法の手続きを参考）

など